

令和7年度における事故故障等の報告について

令和8年6月22日
原子力規制庁

令和7年度に報告があった原子力施設等の事故故障等の情報をとりまとめましたので、お知らせいたします。

原子力施設等において、法令^{※1}に定める事故故障等（以下「事故故障等」という。）が発生したとき、原子力事業者等は原子力規制委員会に報告することが義務付けられています。令和7年度に原子力事業者等から、事故故障等の発生に伴う報告は以下の3件でした。

○実用発電用原子炉 ^{※2}	1件
○研究開発段階発電用原子炉	1件
○放射性同位元素等取扱事業所	1件

なお、東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所、試験研究炉、加工施設、再処理施設、使用施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設及び使用済燃料貯蔵施設に係る事故故障等の発生に伴う報告はありませんでした。

※1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3及び放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「RI法」という。）第31条の2。

※2 特定原子力施設を除く。

- 別添資料1 令和7年度 事故故障等の発生に伴う報告の概要
- 別添資料2 事故故障等の報告件数の推移
- 別添資料3 報告された事故故障等に係る評価
- 別添資料4 国際原子力・放射線事象評価尺度（INES）による評価の推移

原子力規制庁 長官官房 総務課 事故対処室
電話：(代表)03-3581-3352
(直通)03-5114-2121

令和 7 年度 事故故障等発生に伴う報告の概要

表 1 実用発電用原子炉(廃止措置中の原子炉及び特定原子力施設を除く)の事故故障等の概要

	報告日	施設名・件名	概要
1	令和 7 年 7 月 23 日	関西電力(株) 高浜発電所 4 号機 蒸気発生器の伝熱管の 損傷	令和 7 年 7 月 23 日、関西電力から、定期検査停止中の高浜発電所 4 号機において、3 台ある蒸気発生器について、健全性を確認するため ECT を実施した結果、2 台の蒸気発生器から有意な信号指示が認められたことから、法令報告事象として判断した旨の報告を受けた。 令和 7 年 9 月 1 日、当該事象の原因と対策に係る報告書が提出され、令和 8 年度第 10 回原子力規制委員会(令和 8 年 5 月 20 日)において、本件に対する原子力規制庁の評価について報告を受けた。

表 2 研究開発段階発電用原子炉の事故故障等の概要

	報告日	施設名・件名	概要
1	令和 7 年 12 月 23 日	日本原子力研究開発機構 ふげん 核燃料物質等の管理区 域内での漏えい	令和 7 年 12 月 23 日、日本原子力研究開発機構から廃止措置中の新型転換炉原型炉ふげんにおいて、ホットカラム試験装置の解体作業を解体用ハウス内で行っていたところ、配管切断箇所からトリチウムを含む水の滴下が認められたことから、管理区域内における核燃料物質等の漏えいとして、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。 現在、同機構において原因調査及び再発防止対策の検討を行っているところである。

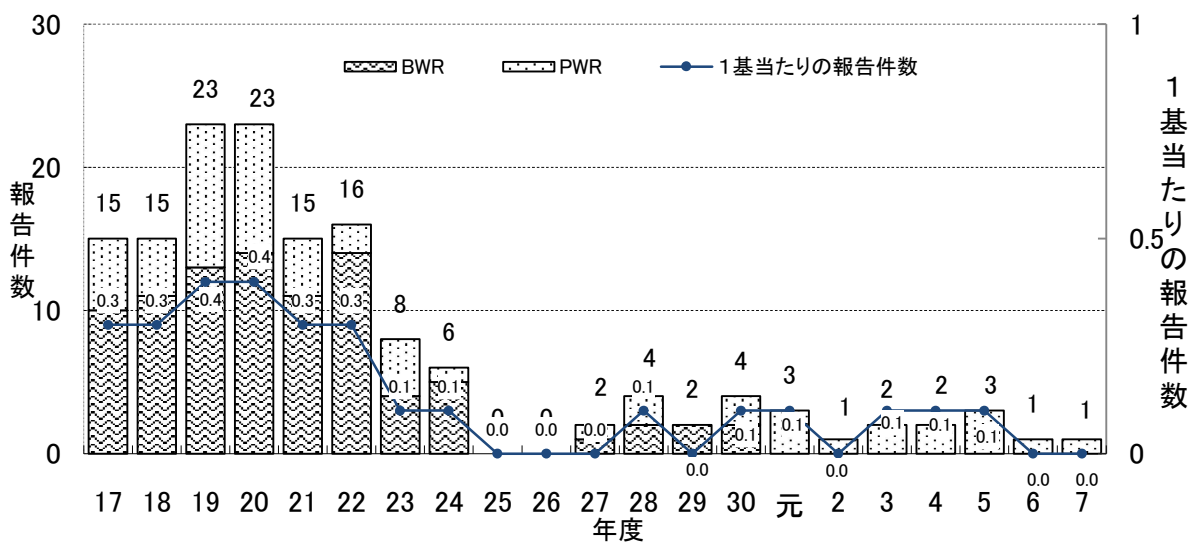
表 3 放射性同位元素等取扱事業所の事故故障等の概要

	報告日	施設名・件名	概要
1	令和 7 年 9 月 12 日	(公)福島県立医科大学 放射性同位元素等の管 理区域外漏えい	令和 7 年 9 月 12 日、福島県立医科大学から、同大学附属病院における放射性同位元素の管理区域外での漏えいについて、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。 令和 7 年 9 月 22 日及び 25 日、当該事象の状況及び処置に係る報告書が提出され、現在、同大学において原因調査及び再発防止対策の検討を行っているところである。

事故故障等の報告件数の推移

表 1-1 実用発電用原子炉(廃止措置中の原子炉及び特定原子力施設を除く)の報告件数^{※1}の推移

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
BWR(沸騰水型原子炉) ^{※2,※3}	10	11	13	14	11	14	4	5	0	0	1	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
PWR(加圧水型原子炉)	5	4	10	9	4	2	4	1	0	0	1	2	0	2	3	1	2	2	3	1	1
総件数	15	15	23	23	15	16	8	6	0	0	2	4	2	4	3	1	2	2	3	1	1
基数 ^{※4}	(55)	(55)	(55)	(55)	(56)	(54)	(54)	(54)	(54)	(48)	(48)	(48)	(48)	(42)	(42)	(38)	(37)	(33)	(33)	(33)	(33)
1基当たりの報告件数 ^{※5}	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0

図 1-1 実用発電用原子炉(廃止措置中の原子炉及び特定原子力施設を除く)の報告件数^{※1}の推移

※1 平成 15 年 10 月 1 日までは通商産業大臣通達に基づく事故故障等の報告(以下「大臣通達に基づく報告」という。)を受けており、表 1-1 及び図 1-1 には、大臣通達に基づく報告も計上している。

※2 平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波により発生した福島第一原子力発電所の事故故障等については、放射性物質を含む汚染水の海洋への流出等、平成 25 年 8 月 13 日までに発生した全ての事象をまとめて平成 22 年度における 1 件として計上している。また、福島第一原子力発電所は特定原子力施設に指定され、平成 25 年 8 月 14 日に特定原子力施設に係る実施計画の認可を受けたことから、それ以降に発生した福島第一原子力発電所の事故故障等は「特定原子力施設」における事故故障等として計上している。

※3 平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波により発生した福島第二原子力発電所の事故故障等については、号機ごとに 1 件として計上している。

※4 基数は各年度における営業運転を開始している原子炉の基数。廃止措置中の原子炉及び特定原子力施設については、原子炉の解体届の提出又は廃止措置計画若しくは特定原子力施設に係る実施計画の認可を受けた翌年度より基数から除いている。

※5 1 基当たりの報告件数は、総件数を基数で除した値(小数第二位を四捨五入)。

表 1-2 実用発電用原子炉(廃止措置中の原子炉及び特定原子力施設を除く)の報告件数※1 の事象別内訳の推移

年度		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
運転中	自動停止	3	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	手動停止	4	5	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	出力変化	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
停止中	蒸気発生器伝熱管の損傷	0	1	2	1	0	2	0	0	0	0	1	0	2	2	1	1	1	2	0	0	1
	蒸気発生器伝熱管以外の損傷	5	11	6	4	1	4	5	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
その他		1	2	4	11	5	11	1	1	0	0	1	1	2	2	1	0	1	0	0	0	0
総件数		15	15	23	23	15	16	8	6	0	0	2	4	2	4	3	1	2	2	3	1	1

図 1-2 実用発電用原子炉(廃止措置中の原子炉及び特定原子力施設を除く)の報告件数の事象別内訳の推移

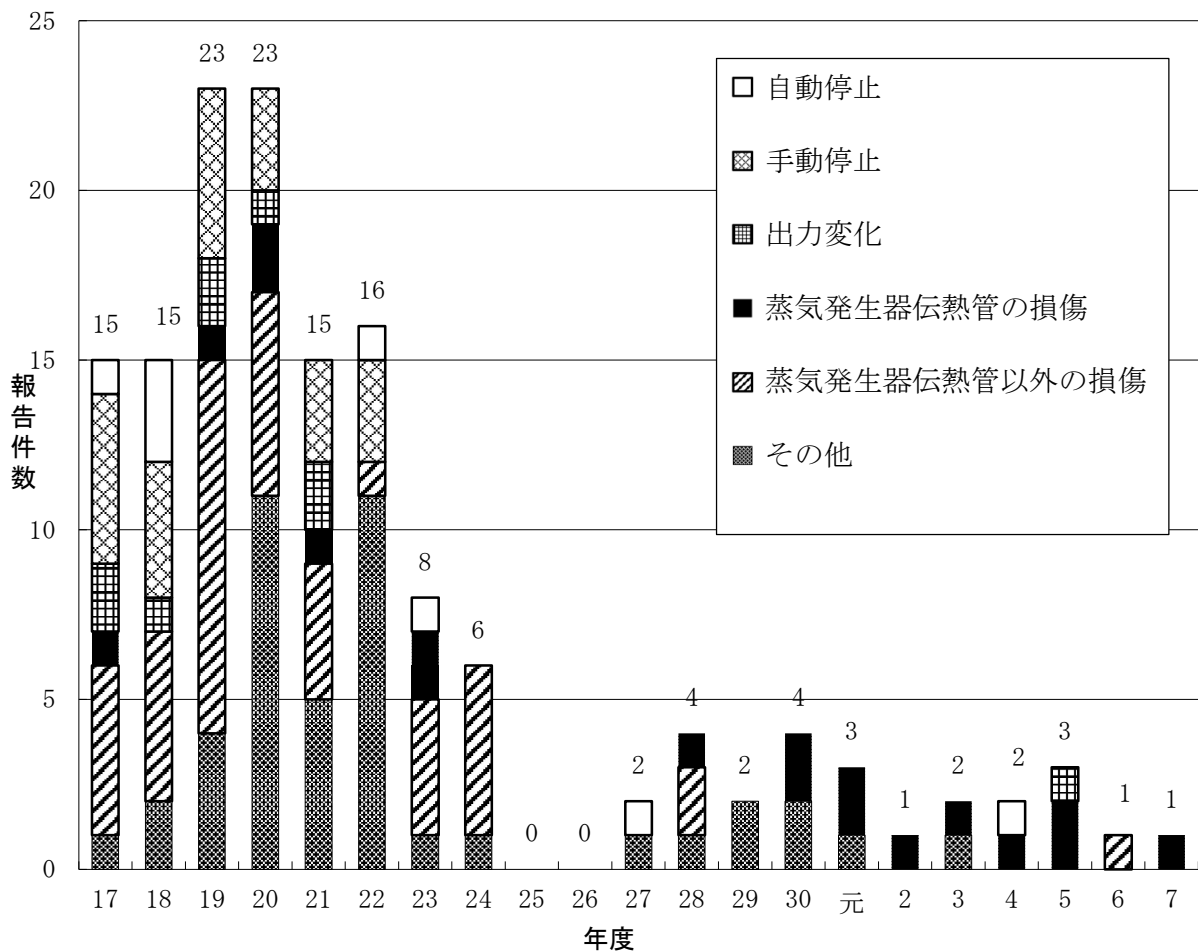


表 1-3 廃止措置中の原子炉及び特定原子力施設の報告件数の推移

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
廃止措置中の原子炉 (廃止措置基数)※1	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (3)	0 (9)	0 (9)	0 (13)	0 (14)	0 (18)	0 (18)	0 (18)	0 (18)
特定原子力施設※2	/	/	/	/	/	/	/	/	5	5	2	1	1	0	2	2	1	0	1	0	0

※1 廃止措置基数は、原子炉の解体届の提出又は廃止措置計画の認可を受けた基数であり、原子炉の解体届を提出した日又は廃止措置計画認可を受けた日の翌年度より計上。

※2 福島第一原子力発電所は特定原子力施設に指定され、平成 25 年 8 月 14 日に特定原子力施設に係る実施計画の認可を受けたことから、それ以降に発生した福島第一原子力発電所の事故故障等は、「特定原子力施設」における事故故障等として計上している。

表 2 研究開発段階炉の報告件数の推移

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
もんじゅ ^{※1}	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ふげん ^{※2}	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総件数	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

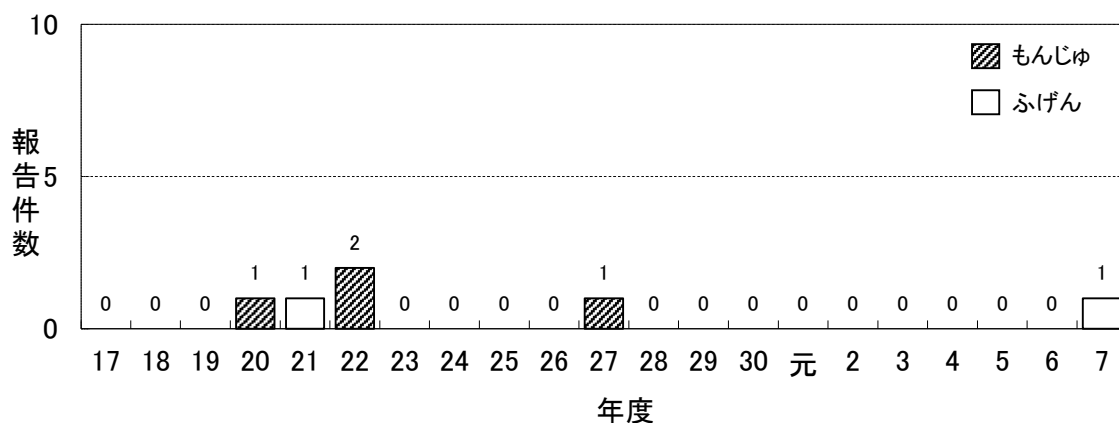


図2 研究開発段階炉の報告件数の推移

表 3 試験研究炉の報告件数の推移

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
総件数 ^{※3}	1	0	2	0	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0

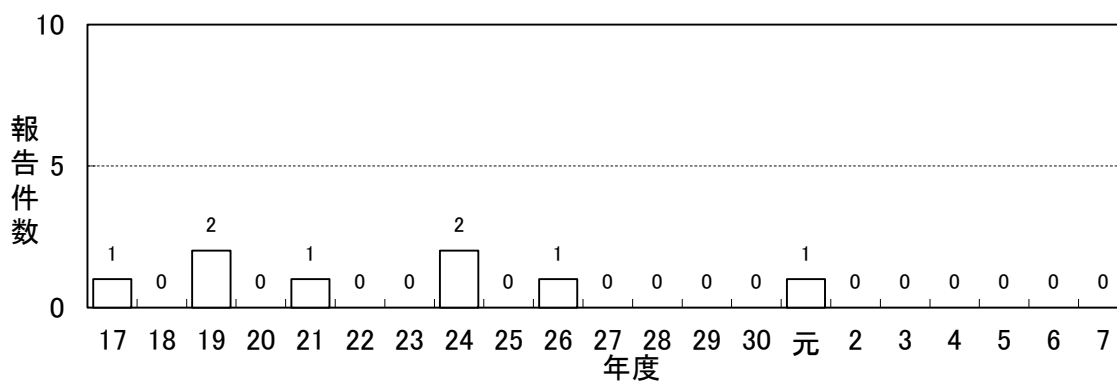


図 3 試験研究炉の報告件数の推移

※1 平成 29 年 3 月 28 日に廃止措置計画を認可。

※2 平成 20 年 2 月 12 日に廃止措置計画を認可。

※3 平成 24 年度の 2 件及び平成 26 年度の 1 件の事故故障等の発生施設は、原子炉設置許可(試験研究炉)及び核燃料物質の使用の許可(使用施設)を受けている施設であるが、試験研究炉として計上し、使用施設としては計上していない。

表 4 その他原子力施設の報告件数の推移

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
加工施設	0	0	1	2	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
再処理施設	0	0	1	3	2	1	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
廃棄物管理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物埋設施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使用施設 ^{※1}	2	1	4	0	1	2	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0
使用済燃料貯蔵施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0 ^{※4}	0
総件数	2	1	6	5	3	5	3	2	1	0	1	0	2	1	0	1	1	1	0	0	0

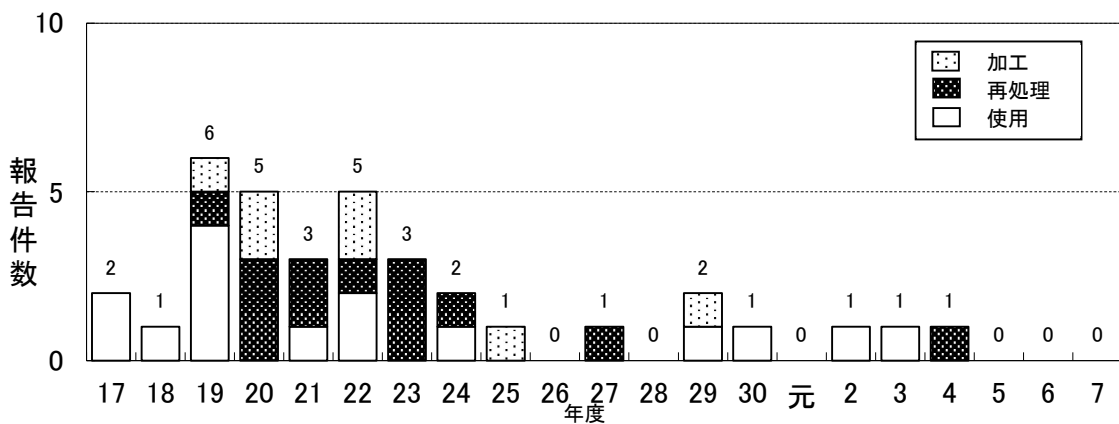


図 4 その他原子力施設の報告件数の推移

表 5 放射性同位元素等取扱事業所の報告及び届出件数の推移

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
総件数 ^{※3}	5	5	4	2	2	4	2	7	5	3	2	5	6	7	1

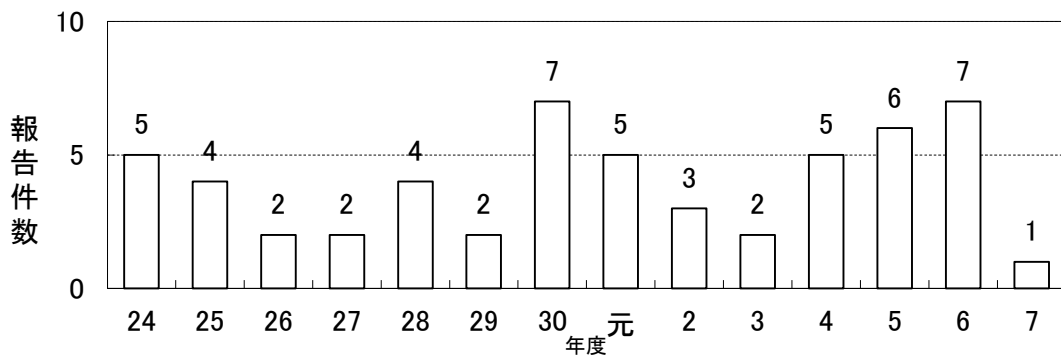


図 5 放射性同位元素等取扱事業所の報告及び届出件数^{※2}の推移

※1 平成 24 年度の 2 件及び平成 26 年度の 1 件の事故故障等の発生施設は、原子炉設置許可(試験研究炉)及び核燃料物質の使用の許可(使用施設)を受けている施設であるが、試験研究炉として計上し、使用施設としては計上していない。

※2 平成 22 年度から平成 24 年度までの報告件数は文部科学省により集計されたもの。

※3 平成 28 年度には京都大学医学部における火災発生に伴う RI 法第 33 条第 3 項(平成 30 年改正前の RI 法)に基づく届出(1 件)が含まれる。

※4 リサイクル燃料備蓄センター(令和 6 年 11 月事業開始)の件数を示す。

令和 7 年度に報告された事故・故障等に係る評価

表 1 実用発電用原子炉(廃止措置中の原子炉及び特定原子力施設を除く)の評価

番号	報告日 (発生日)	施設名・件名	事象等概要	INES レベル
1	令和 7 年 9月1日 (令和 7 年 7月 23 日)	関西電力(株) 高浜発電所 4 号機 蒸気発生器の 伝熱管の損傷	(別添資料1)表1. 1のとおり。	0

表 2 放射性同位元素等取扱事業所の評価

番号	報告日 (発生日)	施設名・件名	事象等概要	INES レベル
2	令和 8 年 4月 21 日 (令和 6 年 8月 1 日)	日本ドレッサー (株) 放射線業務従 事者の計画外 被ばく	令和 6 年 8 月 1 日、日本ドレッサーから、同社の放射線業務従事者 1 名が、放射性同位元素(コバルト 60)を内蔵した装置を用いた非破壊検査の作業中に、5 ミリシーベルトを超えて計画外に被ばくしたおそれがあることから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。 令和 6 年 8 月 8 日及び 8 月 9 日、当該事象の状況及び処置に係る報告書が提出された。令和 8 年 4 月 21 日、当該事案に係る原因と対策に係る報告書が提出され、事業者による原因調査及び再発防止対策については原子力規制庁が妥当であると評価し、令和 8 年度第 11 回原子力規制委員会(令和 8 年 5 月 27 日)に報告された。 ^{※1}	1
3	令和 8 年 2月 3 日 (令和 6 年 10月 3 日)	PDR ファーム (株) 放射線業務従 事者の線量限 度を超えるおそ れのある被ばく	令和 6 年 10 月 3 日、PDR ファームから、同社の放射線業務従事者 1 名が 9 月 9 日に、放射性同位元素(フッ素 18)を用いて放射線測定器の校正を実施している最中に、眼の水晶体の等価線量限度(年間 50 ミリシーベルト)を超えて被ばくしたおそれがあることから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。 令和 6 年 10 月 11 日及び 10 月 15 日、当該事象の状況及び処置に係る報告書が提出された。令和 8 年 2 月 3 日、当該事案に係る原因と対策に係る報告書が提出され、事業者による原因調査及び再発防止対策については原子力規制庁が妥当であると評価し、令和 8 年度第 11 回原子力規制委員会(令和 8 年 5 月 27 日)に報告された。	1

※1 令和 8 年度第 11 回原子力規制委員会(令和 8 年 5 月 27 日)では、「令和 7 年度放射性同位元素等取扱事業所における事故故障等に係る評価」として、令和 7 年 5 月 14 日から令和 8 年 4 月 30 日までの事故故障等の評価を取りまとめて報告された。

表 2 放射性同位元素等取扱事業所の評価

番号	報告日 (発生日)	施設名・件名	事象等概要	INES レベル
4	令和 7 年 9 月 3 日 (令和 6 年 11 月 14 日)	国立大学法人 富山大学 放射性同位元 素等の管理区 域外漏えい	<p>令和 6 年 11 月 14 日、富山大学から、退職した教職員(故人)の富山県内の自宅で放射性物質が収納されていると思われる金属缶が確認され、金属缶表面及び自宅保管場所の汚染状況を測定した結果、金属缶表面において炭素 14 及びトリチウムが検出され、自宅保管場所においても炭素 14 の汚染が検出されたことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。</p> <p>令和 6 年 11 月 25 日、当該事象の状況及び処置に係る報告書が提出された。令和 8 年 9 月 3 日、当該事案に係る原因と対策に係る報告書が提出され、事業者による原因調査及び再発防止対策については原子力規制庁が妥当であると評価し、令和 8 年度第 11 回原子力規制委員会(令和 8 年 5 月 27 日)に報告された。</p>	0
5	令和 8 年 3 月 25 日 (令和 6 年 11 月 19 日)	(株)東海分析 化学 放射性同位元 素の所在不明	<p>令和 6 年 11 月 19 日、東海分析化学研究所から、密封線源(ニッケル 63、370MBq、1 個)を内蔵した ECD ガスクロマトグラフ 1 台が所在不明になったことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。</p> <p>令和 6 年 11 月 27 日、当該事象の状況及び処置に係る報告書が提出された。令和 8 年 3 月 25 日、当該事案に係る原因と対策に係る報告書が提出され、事業者による原因調査及び再発防止対策については原子力規制庁が妥当であると評価し、令和 8 年度第 11 回原子力規制委員会(令和 8 年 5 月 27 日)に報告された。</p>	1
6	令和 8 年 4 月 9 日 (令和 7 年 3 月 8 日)	日本メジフィジ ックス(株) 放射性同位元 素の管理区域 内での漏えい	<p>令和 7 年 3 月 8 日、日本メジフィジックスから、管理区域内の作業室及びホットセル(放射性同位元素の封じ込め機能及び外部から遠隔操作できる仕組みを有する遮へいされた室)内の排気設備が停止した状況下で、放射線業務従事者が放射性同位元素(モリブデン 99、10.151 テラベクレル)をホットセル内で取り扱う作業を行ったため、ホットセルを開放した際に放射性同位元素が作業室内に漏えいしたことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。</p> <p>令和 7 年 3 月 17 日、当該事象の状況及び処置に係る報告書が提出された。令和 8 年 4 月 9 日、当該事案に係る原因と対策に係る報告書が提出され、事業者による原因調査及び再発防止対策については原子力規制庁が妥当であると評価し、令和 8 年度第 11 回原子力規制委員会(令和 8 年 5 月 27 日)に報告された。^{※1}</p>	0

※1 令和 8 年度第 11 回原子力規制委員会(令和 8 年 5 月 27 日)では、「令和 7 年度放射性同位元素等取扱事業所における事故故障等に係る評価」として、令和 7 年 5 月 14 日から令和 8 年 4 月 30 日までの事故故障等の評価を取りまとめて報告された。

国際原子力・放射線事象評価尺度(INES)による評価の推移^{※1}

表1 実用発電用原子炉(特定原子力施設である福島第一原子力発電所を含む)の評価結果

年度	評価対象外 ^{※2}	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル7	計
17	1	12	2	0	0	0	15
18	1	13	1	0	0	0	15
19	3	19	1	0	0	0	23
20	1	18	4	0	0	0	23
21	1	12	2	0	0	0	15
22	1	8	2	1	3	1	16
23	0	7	1	0	0	0	8
24	0	6	0	0	0	0	6
25	5	0	0	0	0	0	5
26	5	0	0	0	0	0	5
27	2	2	0	0	0	0	4
28	1	3	1	0	0	0	5
29	1	2	0	0	0	0	3
30	0	4	0	0	0	0	4
元	2	3	0	0	0	0	5
2	2	1	0	0	0	0	3
3	1	2	0	0	0	0	3
4	0	2	0	0	0	0	2
5	1	3	0	0	0	0	4
6	0	1	0	0	0	0	1
7	0	1	0	0	0	0	1
計	28	119	14	1	3	1	166

注1. 東北地方太平洋沖地震に伴い東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所において発生した事象である平成22年度の5件(レベル1:1件、レベル3:3件、レベル7:1件)、平成23年度の1件(レベル0:1件)は、暫定評価中である。

注2. 福島第一原子力発電所については、同発電所の状況を踏まえ、平成25年度に発生した事故故障等より、INESレベルが6以上に相当するものでない場合にはINES評価を行わないこととしている。

表2 研究開発段階発電用原子炉の評価結果

年度	評価対象外	レベル0	レベル1	レベル2	計
17	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0
19	0	0	0	0	0
20	0	0	1	0	1
21	0	1	0	0	1
22	0	2	0	0	2
23	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0
26	0	0	0	0	0
27	0	1	0	0	1
28	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0
元	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0
計	0	4	1	0	5

※1 評価件数については令和6年度までは事象の発生年月日の年度で区分している。令和7年度から評価報告した年度集計を示す。

※2 福島第一原子力発電所において原子炉等規制法第64条の2第2項の規定に基づく特定原子力施設に係る実施計画の認可日以後に発生した、INESレベルの格付けを行わないとした事象も含む。

表 3 試験研究炉の評価結果

年度	評価対象外	レベル 0	レベル 1	レベル 2	計
17	0	1	0	0	1
18	0	0	0	0	0
19	0	2	0	0	2
20	0	0	0	0	0
21	0	1	0	0	1
22	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0
24	0	2	0	0	2
25	0	0	0	0	0
26	0	1	0	0	1
27	0	0	0	0	0
28	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0
元	0	1	0	0	1
2	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0
計	0	8	0	0	8

表 4 その他原子力施設の評価結果

年度	評価対象外	レベル 0	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	計
17	0	1	1	0	0	0	2
18	0	1	0	0	0	0	1
19	0	5	1	0	0	0	6
20	0	3	2	0	0	0	5
21	0	3	0	0	0	0	3
22	0	4	1	0	0	0	5
23	0	1	2	0	0	0	3
24	0	1	1	0	0	0	2
25	0	1	0	0	0	0	1
26	0	0	0	0	0	0	0
27	0	1	0	0	0	0	1
28	0	0	0	0	0	0	0
29	0	1	0	1	0	0	2
30	0	1	0	0	0	0	1
元	0	0	0	0	0	0	0
2	0	1	0	0	0	0	1
3	0	1	0	0	0	0	1
4	0	1	0	0	0	0	1
5	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0
計	0	26	8	1	0	0	35

表 5 放射性同元素等取扱事業所の評価結果

年度	評価対象外	レベル 0	レベル 1	レベル 2	計
22	0	3	0	0	3
23	0	5	0	0	5
24	0	5	0	0	5
25	0	3	1	0	4
26	0	2	0	0	2
27	0	2	0	0	2
28	0	4	0	0	4
29	0	2	0	0	2
30	0	7	0	0	7
元	1	3	1	0	5
2	1	2	0	0	3
3	0	2	0	0	2
4	0	4	1	0	5
5	0	5	1	0	6
6	0	0	0	0	0
7	0	2	3	0	5
計	2	51	7	0	60

注 1. 平成 20 年 4 月 18 日より、放射性同位元素等取扱事業所の事故故障等について INES による評価を開始。

INES で事象を評価するための一般基準

INES レベル	人と環境	施設における放射線バリアと管理	深層防護
7 深刻な事故	<ul style="list-style-type: none"> 計画された広範な対策の実施を必要とするような、広範囲の健康および環境への影響を伴う放射性物質の大規模な放出。 		
6 大事故	<ul style="list-style-type: none"> 計画された対策の実施を必要とする可能性が高い放射性物質の相当量の放出。 		
5 広範囲な影響を伴う事故	<ul style="list-style-type: none"> 計画された対策の一部の実施を必要とする可能性が高い放射性物質の限定的な放出。 放射線による数名の死亡。 	<ul style="list-style-type: none"> 炉心の重大な損傷。 高い確率で公衆が著しい被ばくを受ける可能性のある施設内の放射性物質の大量放出。これは、大規模臨界事故または火災から生じる可能性がある。 	
4 局所的な影響を伴う事故	<ul style="list-style-type: none"> 地元で食物管理以外の計画された対策を実施することになりそうもない軽微な放射性物質の放出。 放射線による少なくとも1名の死亡。 	<ul style="list-style-type: none"> 炉心インベントリーの0.1%を超える放出につながる燃料の溶融または燃料の損傷。 高い確率で公衆が著しい大規模被ばくを受ける可能性のある相当量の放射性物質の放出。 	
3 重大な異常事象	<ul style="list-style-type: none"> 法令による年間限度の10倍を超える作業員の被ばく。 放射線による非致命的な確定的健康影響(例えば、やけど)。 	<ul style="list-style-type: none"> 運転区域内での1 Sv/時を超える被ばく線量率。 公衆が著しい被ばくを受ける可能性は低い設計で予想していない区域での重大な汚染。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全設備が残されていない原子力発電所における事故寸前の状態。 高放射能密封線源の紛失または盗難。 適切な取扱い手順を伴わない高放射能密封線源の誤配。
2 異常事象	<ul style="list-style-type: none"> 10 mSv を超える公衆の被ばく。 法令による年間限度を超える作業員の被ばく。 	<ul style="list-style-type: none"> 50 mSv/時 を超える運転区域内の放射線レベル。 設計で予想していない施設内の区域での相当量の汚染。 	<ul style="list-style-type: none"> 実際の影響を伴わない安全設備の重大な欠陥。 安全設備が健全な状態での身元不明の高放射能密封線源、装置、または、輸送パッケージの発見。 高放射能密封線源の不適切な梱包。
1 逸脱			<ul style="list-style-type: none"> 法令による限度を超えた公衆の過大被ばく。 十分な安全防護層が残ったままの状態での安全機器の軽微な問題。 低放射能の線源、装置または輸送パッケージの紛失または盗難。
安全上重要でない(評価尺度未満/レベル0)			